

茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託仕様書（案）

1 委託事業の名称

茨城デスティネーションキャンペーンロゴデザイン等制作業務委託

2 業務の目的

2023 年秋に実施される「茨城デスティネーションキャンペーン（※）（以下、茨城 DC）」に向けて、茨城 DC のテーマやコンセプトを分かりやすく、印象強く伝えるため、ロゴデザイン（シンボルマーク及び文字ロゴ）を作成し、各種 PR の際に使用することで、本県のイメージ向上と効果的な誘客促進を図る。

（※）デスティネーションキャンペーン（DC）

県及び JR グループ、市町村、関係団体等が一体となり開催する国内最大規模の観光キャンペーン。本県は、「アウトドア」、「食」、「新たな旅のスタイル」をテーマに茨城の魅力を全国に広く発信し、誘客促進を図っていく。

○期 間：令和 5 年（2023）年 10 月～12 月

○キャッチコピー：「体験王国いばらき」

○テ マ：「アウトドア」「食」「新たな旅のスタイル」

○コ ン セ プ ト：

- ① キャンプやサイクリングなどのアクティビティやいばらきフラワーパーク・国営ひたち海浜公園など、自然に囲まれた環境を活かし、オープンエアで楽しめる「アウトドア」、栗や柿・リンゴなど秋の味覚狩りや常陸秋そば・あんこう鍋などの名物料理、関東一の酒蔵を誇る茨城の日本酒やクラフトビールなど茨城の豊かな「食」のほか、ワーケーションなどコロナ禍で注目された「新たな旅のスタイル」をテーマとして茨城県の魅力を全国に発信し、知名度の向上・イメージアップを図るとともに、観光客の誘客を促進する。
- ② 大型観光キャンペーンとなることを見据え、これをきっかけに観光需要の回復及び県内経済の活性化を目指す。

※開催時期は、令和 5（2023）年 10 月～12 月だが、開催年度の 1 年前（令和 4（2022）年 10 月～12 月）を「プレ DC」、開催年度の 1 年後（令和 6（2024）年 10 月～12 月）を「アフター DC」として、3 か年に渡り継続したキャンペーンを展開していく。

3 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

4 委託業務の内容

（1）ロゴデザイン（シンボルマーク及び文字ロゴ）の制作

- ① ロゴデザインは、茨城 DC のテーマやコンセプトを踏まえたものとし、色やデ

ザインなどの方法で反映させること。

- ② 文字ロゴは、キャッチコピーである「体験王国いばらき」を基に作成すること。
- ③ 作成したロゴデザインは、茨城 DC の告知などに使用することを考慮すること。
- ④ ロゴデザインは、それぞれ独立して使用する可能性がある。
- ⑤ ほかの自治体が制作しているデザイン等と差別化できるデザインとする。
- ⑥ 提案するロゴデザインごとにコンセプトシート（様式は自由）を作成すること。
- ⑦ ロゴタイプは新たにデザインしたもののほか、OS 標準フォントやフリーフォント、他社から購入したものなど、使用する範囲は限定しない。ただし、著作権の権利関係は受託者が整理すること。

(2) 提案数等

- ① ロゴデザインの提案数は、複数案の提出を可とする。
- ② カラーとモノクロを作成すること。
- ③ 未発表でオリジナルの作品であること。
- ④ シンボルマーク、文字ロゴ（縦）、文字ロゴ（横）を各 1 種類以上、また、シンボルマークと文字ロゴを組み合わせたパターンを縦・横各 1 種類以上提出するものとする。
- ⑤ 既登録商標又は類似商標登録がなく、国内において、商標登録が可能なものであること。
- ⑥ 盗作等の不正な行為が判明した場合は失格するものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。
- ⑦ 最終デザインは、委託者と協議の上、決定する。ただし、最終デザイン決定のために必要な修正については、受託者は委託者の指示に従う。

(3) ロゴデザインのガイドライン（デザインマニュアル）の作成

A4 片面で 10 ページ程度（必要に応じて変更可能）とし、以下の内容を記載すること。

- ① ロゴデザイン（カラー、モノクロ）
- ② ロゴデザインにかかるデザインコンセプト
- ③ 清刷データ（カラー指定、モノクロ色指定）
- ④ ロゴデザインの組み合わせ
- ⑤ ネガティブ表示パターン
- ⑥ アイソレーション／最小使用サイズ・使用禁止例

(4) バナー及びダウンロード用素材の作成

- ① ロゴデザインを組み合わせたバナーの作成及びバナーのダウンロード用素材を作成する。
- ② PC やスマートフォンなどの電子媒体で閲覧されることを考慮したデザインであること。

③ 長方形、正方形等いくつかのパターンを作成する。

(5) 報告及び提出資料

受託者は、デザイン案がまとまった段階（1月末～2月上旬を目途）で委託者に対して、最低1回以上のデザインの提出を行うこと。

そのほか、委託者がデザインの提出を依頼した際は、迅速に対応すること。

5 履行期限

令和4年3月31日（木）

6 成果品

(1) ロゴデザインの電子データ（カラー、モノクロ）

- ・ PDF方式及びJPEG方式、ai形式、GIF形式の印刷用原稿データを作成し、CD-R等の電子媒体で提出すること。

(2) ガイドライン（デザインマニュアル）のデータ

- ・ PDF方式及びJPEG方式、GIF形式の印刷用原稿データを作成し、CD-R等の電子媒体で提出すること。

(3) バナー及びダウンロード用素材のデータ

- ・ PDF方式及びJPEG方式、ai形式、GIF形式の印刷用原稿データを作成し、CD-R等の電子媒体で提出すること。

※データは、ウイルスチェックを行うとともに、チェックの日付、ウイルス対策ソフト名、パターンファイル日付を明記のこと。

(4) 実績報告書（A4縦、左綴じカラー印刷）1部

7 納品場所

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（茨城県営業戦略部観光物産課内）

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL 029-301-3622

8 権利関係

(1) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、調査、計画等の内容は第三者に漏らさないこと。なお、本契約が終了し、また、解除後においても同様とする。

(2) 受託者は納品した成果物について、受託者が有する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する著作権を成果物の納品とともに委託者に無償で譲渡するものとする。

(3) 受託者は、納品した成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作人格権を行使しないものとする。

(4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。

(5) 受託者は納品した成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。

なお、成果物が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨を踏まえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きに不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 委託者は、著作権法第20条第2項の規定に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。

(7) 本業務の成果物が仕様反することが判明した場合には、受託者は納品後であってもデータの修正を行うこと。

9 留意事項

(1) 業務履行等に際して必要な費用等また契約書類作成時の印紙代等、業務委託の業務に関する一切の費用は全て当初の契約金額に含むものとする。

(2) 業務の実施にあたり著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

(3) 委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

10 その他

(1) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。